喜多方市「施設特定型」ネーミングライツ・パートナー
募集要項

喜多方市（以下「本市」という。）では、本市が所有する施設に愛称を命名する権利（以下「ネーミングライツ」という。）を次のとおり募集し、本要項は、本市が選定した施設について、ネーミングライツ・パートナーの募集を行う「施設特定型」について必要な事項を定めるものです。

１　目的

本市が所有する施設を有効に活用することにより、ネーミングライツを取得した民間事業者等（以下「ネーミングライツ・パートナー」という。）から対価（以下「ネーミングライツ料」という。）を得て、施設の維持管理・運営費に充てるための新たな財源の確保と知名度、集客力、サービスの向上を図ることを目的とする。

２　対象施設の概要

条例上の施設名	所在地
①御殿場公園 ②御殿場公園休憩舎御殿場会館 ③御殿場公園運動広場	喜多方市塩川町御殿場四丁目 17 番外

※　上記３施設は隣接関係にあり、市民や施設利用者に対し、名称による混乱等を避けるため、３施設セットでの募集とする。

３　応募資格

応募資格を有する者は、法人とする。ただし、法人及び法人役員等が次の事項に該当する者は除くものとする。

ア　地方自治法施行令第 167 条の４の規定により一般競争入札の参加を制限されている者

イ　喜多方市建設工事等入札参加資格制限措置要綱による参加資格制限等を受けている者

ウ　公租公課を滞納している者

エ　法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反している者

オ　喜多方市暴力団排除条例第２条第１項第１号に規定する暴力団、同項第２号に規定する暴力団員及び同項第３号に規定する暴力団員等

カ　指定管理者制度を導入している施設にあっては、現在の指定管理者の事業目的と競合する者（現在の指定管理者及び関連企業は除く。）

キ　その他ネーミングライツ・パートナーとして不適当と認められる者

４　愛称

⑴　愛称は公共の施設にふさわしく、市民や施設利用者にとって親しみやすく、分かりやすく、呼びやすいものとする。

⑵　「御殿場公園」または「御殿場」と「公園」を愛称に含めるようにすること。

［例１］御殿場公園　＋　愛称　⇒　***愛称***御殿場公園
［例２］御殿場　＋　愛称　＋　○○　＋　公園　⇒　***愛称***御殿場***○○***公園

⑶　対象施設３施設の表現・言い回しは統一すること。

［例１］
①御殿場公園 ＋ 愛称 ⇒ ***愛称***御殿場公園
②御殿場公園休憩舎御殿場会館　＋　愛称 ⇒ 御殿場公園休憩舎***愛称***御殿場会館
③御殿場公園運動広場 ＋ 愛称 ⇒ ***愛称***御殿場公園運動広場

［例２］
①御殿場公園 ＋ 愛称　＋　○○　⇒　***愛称***御殿場***○○***公園
②御殿場公園休憩舎御殿場会館 ＋ 愛称 ＋ ○○
⇒ ***愛称***御殿場***○○***公園休憩舎御殿場会館
③御殿場公園運動広場 ＋ 愛称 ＋ ○○ ⇒ ***愛称***御殿場***○○***公園運動広場

⑷　次のいずれかに該当するものは、愛称として使用することができない。
ア　法律、法律に基づく命令、条例及び規則に違反するもの
イ　公序良俗に反するもの又はそのおそれのあるもの
ウ　人権侵害となるもの又はそのおそれのあるもの
エ　政治活動、宗教活動又は選挙活動に関するもの
オ　社会問題等についての主義又は主張にあたるもの
カ　当該愛称の内容について市が推奨している等、市民の誤解を招くもの又はそのおそれのあるもの
キ　その他、愛称として使用することが適当でないと認められるもの

⑸　市民や施設利用者の混乱を避けるため、原則として契約期間内において愛称の変更は行わない。ただし、ネーミングライツ・パートナーの社名変更など特段の事情がある場合は、協議の上、変更できるものとする。

⑹　市は、愛称の普及に努めるものとする。
ア　市広報や市ホームページ等において、愛称決定のお知らせ等を掲載し、施設の愛称を広報する。
イ　各種機関に対しても愛称の使用を働きかけるよう努める。
ウ　パンフレット等の印刷物については、愛称使用開始後に作成するものを対象とし、愛称使用開始前に作成した印刷物が現存している場合は、当該印刷物は修正せずに使用する。（契約期間の終了が近づいた時点でのパンフレット等の印刷物の作成等は、状況に応じ判断するものとする。）

５　ネーミングライツ料希望金額

⑴　ネーミングライツ料希望金額は、年額 550 千円（税込み）を目安とする。

⑵　希望金額を下回る提案を行うことも可能であるが、複数の応募があった場合で、希望金額以上の提案を行った者がいる場合は、希望金額以上の提案を行った者の中から優先交渉権を選定する。

⑶　提案金額が希望金額と比較し著しく低い場合は、１者のみの応募であっても優先交渉権者として選定されない場合がある。

⑷　契約初年度が１年に満たない場合は、年額を 12 で除した数に初年度の契約月数

（１月に満たない場合は１月とする。）を乗じて得た月割計算とする。なお、算出額に１円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。

６　愛称使用の期間・更新等

⑴　愛称使用の期間は「３年以上５年未満」とし、市が希望する契約期間は、令和９年４月１日から令和 14 年３月 31 日までの 60 月を予定する。

⑵　契約期間の終期は、年度末（３月 31 日）とする。

⑶　契約期間が満了し、引き続きネーミングライツ・パートナーを希望する場合は、「ネーミングライツ事業更新申込書」等を提出し、喜多方市ネーミングライツ・パートナー審査委員会で適否を決定する。

⑷　ネーミングライツ・パートナーの信用失墜行為等に伴い、当該施設等のイメージが損なわれるおそれが生じたときは、市は契約満了を待たず契約を解除できるものとする。その場合、原状回復に必要な費用はネーミングライツ・パートナーが負担する。

７　費用負担

ネーミングライツ料以外の費用負担は、次のとおりとする。

内容	費用負担者
応募及び契約締結に係る諸費用	ネーミングライツ・パートナー
看板等の新設・変更に要する費用	ネーミングライツ・パートナー
契約期間中における看板等の維持修繕費用（既存看板の場合、変更箇所の維持管理の費用負担）	ネーミングライツ・パートナー
契約期間の満了又は契約の解除による看板等の原状回復費用	ネーミングライツ・パートナー
市ホームページへの掲載及び市広報等の発行費用	市

※　看板等の新設・変更は、施設管理者と協議することとし、「福島県屋外広告物条例」「喜多方市景観条例」「喜多方市景観色彩ガイドライン」等を遵守すること。

８　応募時の応募方法、募集期間

⑴　提出書類

ア　「施設特定型」ネーミングライツ・パートナー事業申込書（別紙様式）

イ　会社の概要がわかるもの（企業案内パンフレット等）

ウ　印鑑登録証明書

エ　登記事項証明書（商業登記簿謄本）

オ　決算報告書（直近３年分）

カ　納税証明書（法人税・法人事業税・法人住民税）（令和７・８年度）

キ　企業としての社会貢献活動等の実績、計画が確認できるもの（報道記事等）

ク　その他必要と認めるもの

⑵　募集期間

令和８年 11 月２日（月）から令和８年 12 月 18 日（金）午後５時 15 分まで

※　郵送の場合、募集期間の最終日まで必着

⑶　提出先

〒966-8601　福島県喜多方市字御清水東 7244-2

喜多方市総務部財政課

⑷　留意事項

ア　応募にかかる費用は、全額応募者の負担とする。

イ　必要に応じて追加書類の提出をお願いする場合がある。

ウ　提出された書類は返却しない。

エ　提出された書類は、ネーミングライツ・パートナーの選考に使用するほか、関係機関との協議の際に提示することがある。

オ　提出された書類は、喜多方市情報公開条例に基づき公開することがある。

９　選定方法

⑴　喜多方市ネーミングライツ・パートナー審査委員会において、次の事項を総合的に審査により、優先交渉権者を選定して上で、必要に応じて優先交渉権者との調整を経て、ネーミングライツ・パートナーを決定するものとする。

No.	審査項目	審査内容	配点
１	ネーミングライツ料	応募金額の妥当性	40 点
２	契約期間	提案期間の妥当性	15 点
３	愛称	親しみやすさ、呼びやすさ、名称の長さ等	15 点
４	経営の安定性	経営状況、安定性等	15 点
５	社会貢献等	社会貢献等の活動実績、今後の計画等	10 点
６	地域性	市内の事業所・事業所等の有無	５点
		合　　計	100 点

⑵　選定結果

選定の結果は、全ての応募者に文書で通知する。

10　契約の締結

ネーミングライツ・パートナーの決定後、最終的な協議を行い、契約書を取り交わすものとする。

11　公表

ネーミングライツ・パートナーとの契約締結後、当該法人の名称、施設の愛称、契約金額、契約期間等を市ホームページ等で公表するものとする。

12　問い合わせ先

喜多方市総務部財政課　電話 0241-24-5252
〒966-8601　福島県喜多方市字御清水東 7244-2
e-mail：zaisei@city.kitakata.fukushima.jp

ネーミングライツ対象施設の概要①

条例上の施設名称		御殿場公園
所在地		喜多方市塩川町御殿場四丁目 17 番外
施設概要	竣工時期	1972（昭和 47）年
	面積	71,812 ㎡
	内容	花しょうぶ園・芝生広場・緑地広場・散策路・野の花ガーデン・蓮池・大型遊具・健康遊具
	休園日	なし
	開園時間	常時開園（トイレなど一部施設は冬期間閉鎖）
愛称の条件		提案する愛称には必ず「御殿場公園」または「御殿場」と「公園」を含めるようにすること。
現在の施設名称の掲示場所		◩東側出入口　◩西側出入口　◩南側出入口　◩北側出入口
写真		









ネーミングライツ対象施設の概要②

条例上の施設名称		御殿場公園休憩舎御殿場会館
所在地		喜多方市塩川町御殿場四丁目 17 番外
施設概要	竣工時期	1974（昭和 49）年
	床面積	266.23 ㎡
	内容	イベント等の休憩場所、団体等の会議等での使用
	休館日	12 月 1 日から翌年の 3 月 31 日までの日
	利用時間	午前 9 時から午後 9 時まで
愛称の条件		提案する愛称には必ず「御殿場公園」または「御殿場」と「公園」に、「休憩舎御殿場会館」を含めること。
現在の施設名称の掲示場所		◩ 正面玄関
写真		

ネーミングライツ対象施設の概要③

条例上の施設名称		御殿場公園運動広場
所在地		喜多方市塩川町御殿場四丁目 17 番外
施設概要	竣工時期	1794（昭和 49）年
	面積	71,812 ㎡（御殿場公園の面積に含む）
	内容	野球・陸上競技・ゲートボール等での使用
	休館日	12 月 29 日から翌年の１月３日までの日
	利用時間	午前９時から午後７時まで
愛称の条件		提案する愛称には必ず「御殿場公園」または「御殿場」と「公園」に、「運動広場」を含めること。
現在の施設名称の掲示場所		なし
写真		

（別紙様式）

喜多方市「施設特定型」ネーミングライツ・パートナー事業申込書

年　　月　　日

喜多方市長　様

法人名
所在地
代表者名　　㊞

「喜多方市「施設特定型」ネーミングライツ・パートナー募集要項」に基づき、下記のとおり応募します。なお、この申込書、添付書類については、事実と相違ないことを誓約します。

記

施　設　名	①御殿場公園 ②御殿場公園休憩舎御殿場会館 ③御殿場公園運動広場
提案する愛称名	① ② ③
ネーミングライツ料 希望金額	年額　　円（消費税額及び地方消費税額を含む）
愛称使用の希望期間	令和　　年　　月　　日　～　令和　　年　　月　　日
法　人　名	
業　種	
業　務　内　容	

【連絡先】

担　当　部　署	
担　当　者	役職名　　氏名
電話・ＦＡＸ	
Ｅメールアドレス	

【添付書類】

- 会社の概要がわかるもの（企業案内パンフレット等）
- 印鑑登録証明書
- 登記事項証明書（商業登記簿謄本）
- 決算報告書（直近３年分）
- 納税証明書（法人税・法人事業税・法人住民税）（令和７・８年度）
- 企業としての社会貢献活動等の実績、計画が確認できるもの（報道記事等）